

「介護保険 要介護認定・要支援認定申請書」の様式変更に関する質問集

No.	質問	回答
1	今までの様式（旧様式）は使用できますでしょうか。	旧様式については当面使用可能としますが、今後厚生労働省等からの通知等により使用不可とさせていただく場合もございます。令和4年10月1日以降は新様式の使用をお願いいたします。
2	「要介護認定に係る臨時的な取扱い（ ）」の対象者の場合でも医療保険に係る情報（以下「保険の情報」という。）は必要でしょうか。 更新申請の際、「新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止の観点から面会が困難」であるとして、本人・家族等が同意している場合には、国の通知に基づき、臨時的な取扱いとして現在の要介護度で認定期間を6か月延長するもの	要介護認定に係る臨時的な取扱いにおいても、「介護保険 要介護認定・要支援認定申請書」（以下「申請書」という。）に被保険者の情報を記載いただきます。保険の情報についても記載をお願いいたします。
3	医療保険の保険証の写しの添付は必要でしょうか。	第二号被保険者（40歳～64歳の方）については、これまでのとおり医療保険の保険証の写しの添付をお願いいたします。第一号被保険者（65歳以上の方）については、写しの添付については任意です。但し申請書には保険の情報を必ず記載していただきますようお願いいたします。
4	後期高齢者医療被保険者証には被保険者番号しか記載されていないがどう記載したらよいでしょうか。	被保険者番号を「医療保険被保険者証」の「記号」欄にご記入ください。
5	生活保護の場合、情報の記載は必要でしょうか。	生活保護の場合でも、医療保険に加入している場合は、保険の情報の記載をお願いいたします。
6	健康保険組合も対象となりますでしょうか。	健康保険組合も対象となります。
7	健康保険の切り替え中もしくは脱退手続き中の場合は何を記載するべきでしょうか。	切り替え前の、もしくは脱退手続き前の健康保険の医療被保険番号をご記入ください。
8	申請途中で健康保険を脱退した場合や、生活保護から健康保険に加入した場合は連絡が必要でしょうか。	第一号被保険者（65歳以上の方）については、連絡不要です。 第二号被保険者（40歳～64歳の方）については、管轄の福祉事務所にご相談ください。
9	外国人住民で介護保険の被保険者の場合でも情報の記載が必要でしょうか。	以下の住民基本台帳法の適用対象者となる方については、介護保険被保険者となると同時に国民健康保険、後期高齢者医療制度についても適用対象となるため、保険の情報の記載をお願いいたします。 ・適法に日本に中長期在留する方 ・特別永住者の方 ・一時庇護のための上陸の許可を受けた方 ・仮滞在の許可を受けた方 ・出生により日本に在留することとなった方 ・日本国籍の喪失により日本に在留することとなった方
10	障害者支援施設等に入所中で介護保険の被保険者ではないが、退所が決まり要介護認定申請を行う場合は保険の情報の記載が必要でしょうか。	情報の記載をお願いいたします。
11	健康保険料の滞納等があり、「資格証明書」を使用している場合はどう保険の情報を記載するべきでしょうか。	介護保険課へご相談ください。
12	手元に医療保険の保険証がなく、再発行にも時間がかかる等どうしても確認が取れない場合はどうしたらよいでしょうか。	保険の情報が空欄でも申請書は受付いたします。確認が取れ次第介護保険課までご連絡ください。